

平成29年分贈与税の修正申告書（別表）

受贈者の氏名

第二表（平成29年分用）（第三表は、申告書第一表又は第二表（相続時精算課税分について修正申告する場合のみ）と一緒に提出してください。）

① 修正前の課税額（第一表）



（単位：円）

I 暦年課税分	特例贈与財産の価額の合計額（課税価格）	①	<input type="text"/>
	一般贈与財産の価額の合計額（課税価格）	②	<input type="text"/>
	配偶者控除額 <small>（贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）</small>	③	<input type="text"/>
	暦年課税分の課税価格の合計額（①+②-③）	④	<input type="text"/>
	基礎控除額	⑤	<input type="text"/>
	⑤の控除後の課税価格（④-⑤）【1,000円未満切捨て】	⑥	<input type="text"/>
	⑥に対する税額	⑦	<input type="text"/>
	外国税額の控除額	⑧	<input type="text"/>
	医療法人持分税額控除額	⑨	<input type="text"/>
	差引税額（⑦-⑧-⑨）	⑩	<input type="text"/>

相続時精算課税分

II	相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪	<input type="text"/>
	相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫	<input type="text"/>

III 合計	課税価格の合計額（①+②+⑪）	⑬	<input type="text"/>
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑩+⑫））【100円未満切捨て】	⑭	<input type="text"/>
	農地等納税猶予税額	⑮	<input type="text"/>
	株式等納税猶予税額	⑯	<input type="text"/>
	医療法人持分納税猶予税額	⑰	<input type="text"/>
	申告期限までに納付すべき税額（⑭-⑮-⑯-⑰）	⑱	<input type="text"/>

② 修正前の課税額（第二表）

相続時精算課税分	特定贈与者の氏名	<input type="text"/>	特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「①修正前の課税額（第一表）」及び「③修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。	
	財産の価額の合計額（課税価格）	⑳	<input type="text"/>	
	特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉑	<input type="text"/>
		特別控除額の残額（2,500万円-㉑）	㉒	<input type="text"/>
		特別控除額（㉑の金額と㉒の金額のいずれか低い金額）	㉓	<input type="text"/>
		翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円-㉒-㉓）	㉔	<input type="text"/>
	税額の計算	㉓の控除後の課税価格（㉑-㉓）【1,000円未満切捨て】	㉕	<input type="text"/>
		㉕に対する税額（㉕×20%）	㉖	<input type="text"/>
		外国税額の控除額	㉗	<input type="text"/>
		差引税額（㉖-㉗）	㉘	<input type="text"/>

③ 修正申告によって異動した事項

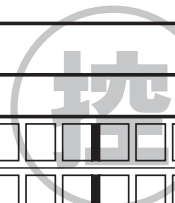
異動の内容	異動の理由

* 税務署整理欄 整理番号 名簿 義務的修正期限 年 月 日

* 欄には記入しないでください。

平成29年分贈与税の修正申告書（別表）

受贈者の氏名



第二表（平成29年分用）
○この用紙は控用です。
申告には必ず提出用を使用してください。

① 修正前の課税額（第一表）



（単位：円）

I 暦 年 課 税 分	特例贈与財産の価額の合計額（課税価格）	①	<input type="text"/>
	一般贈与財産の価額の合計額（課税価格）	②	<input type="text"/>
	配偶者控除額 <small>（贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）</small>	③	<input type="text"/>
	暦年課税分の課税価格の合計額（①+②-③）	④	<input type="text"/>
	基礎控除額	⑤	<input type="text"/>
	⑤の控除後の課税価格（④-⑤）【1,000円未満切捨て】	⑥	<input type="text"/>
	⑥に対する税額	⑦	<input type="text"/>
	外国税額の控除額	⑧	<input type="text"/>
	医療法人持分税額控除額	⑨	<input type="text"/>
	差引税額（⑦-⑧-⑨）	⑩	<input type="text"/>

相続時精算課税分

II	相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪	<input type="text"/>
	相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫	<input type="text"/>

III 合 計	課税価格の合計額（①+②+⑪）	⑬	<input type="text"/>
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑩+⑫））【100円未満切捨て】	⑭	<input type="text"/>
	農地等納税猶予税額	⑮	<input type="text"/>
	株式等納税猶予税額	⑯	<input type="text"/>
	医療法人持分納税猶予税額	⑰	<input type="text"/>
	申告期限までに納付すべき税額（⑭-⑮-⑯-⑰）	⑱	<input type="text"/>

② 修正前の課税額（第二表）

相 続 時 精 算 課 税 分	特定贈与者の氏名		特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「①修正前の課税額（第一表）」及び「③修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。	
	財産の価額の合計額（課税価格）	⑲	<input type="text"/>	
	特別 控除 額の 計算	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	⑳	<input type="text"/>
		特別控除額の残額（2,500万円-㉑）	㉒	<input type="text"/>
		特別控除額（⑲の金額と㉒の金額のいずれか低い金額）	㉓	<input type="text"/>
		翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円-㉓-㉔）	㉔	<input type="text"/>
	税 額 の 計 算	㉓の控除後の課税価格（⑲-㉓）【1,000円未満切捨て】	㉕	<input type="text"/>
		㉕に対する税額（㉕×20%）	㉖	<input type="text"/>
		外国税額の控除額	㉗	<input type="text"/>
		差引税額（㉖-㉗）	㉘	<input type="text"/>

③ 修正申告によって異動した事項

異 動 の 内 容	異 動 の 理 由

書 き か た 等

- 1 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（以下「修正申告書（別表）」といいます。）の「①修正前の課税額（第一表）」及び「②修正前の課税額（第二表）」の各欄並びに申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「④修正前の非課税額（第一表の二）」及び「⑤修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表、第一表の二、第一表の三又は第二表に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。

（注）修正申告書（別表）の「②修正前の課税額（第二表）」欄及び申告書第二表は、相続時精算課税分について修正申告をする場合に記入してください。

また、修正申告書（別表の付表）の「④修正前の非課税額（第一表の二）」欄及び申告書第一表の二は、住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入し、「⑤修正前の非課税額（第一表の三）」欄及び申告書第一表の三は、震災に係る住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入してください。

- 2 この修正申告書（別表）及び修正申告書（別表の付表）の各欄は、次により記入してください。
- (1) 修正申告書（別表）の「①修正前の課税額（第一表）」及び「②修正前の課税額（第二表）」の各欄並びに修正申告書（別表の付表）の「④修正前の非課税額（第一表の二）」及び「⑤修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。

（注）相続時精算課税に係る特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて修正申告書（別表）を作成してください。また、住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合には、それぞれに別葉（修正申告書（別表の付表））を作成してください。これらの場合、「①修正前の課税額（第一表）」欄及び「③修正申告によって異動した事項」欄については、いずれか1枚のみに記入してください。

- (2) 「③修正申告によって異動した事項」の各欄は、この修正申告によって異動した内容及びその異動理由を記入してください。

- 3 申告書第一表の各欄は、次により記入してください。

- (1) 「平成□□年分贈与税の申告書（兼贈与税の額の計算明細書）」の「□□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「（修正）」と記入してください。

- (2) 「Ⅰ 暦年課税分」、「Ⅱ 相続時精算課税分」及び「Ⅲ 合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

- (3) 「⑱」欄には、申告書第一表の「⑭」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「⑭」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

- (4) 「⑳」欄には、申告書第一表の「⑱」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「⑱」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

- 4 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。

- (1) 「平成29年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。

- (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

- 5 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。

- (1) 「平成29年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。

- (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

- 6 申告書第二表の各欄は、次により記入してください。

- (1) 「平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の「□□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「（修正）」と記入してください。

- (2) 「相続時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

- 7 納付すべき税額（申告書第一表の「⑳」欄の金額）は、修正申告書（申告書第一表、第一表の二、第一表の三、第二表、修正申告書（別表）、修正申告書（別表の付表））を提出する日までに納付してください。

また、納付すべき税額には、法定納期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますので、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

なお、一時に納付が困難な時は、税務署（徴収担当）にご相談ください。

◎ 延滞税の計算方法

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: left;">新たに納付すべき本税の額</td></tr> <tr><td style="text-align: left;">10,000円未満の端数切捨て</td></tr> </table>	新たに納付すべき本税の額	10,000円未満の端数切捨て	×	延滞税の割合 (注)	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: left;">期間(日数)</td></tr> <tr><td style="text-align: left;">法定納期限の翌日から完納の日まで</td></tr> </table>	期間(日数)	法定納期限の翌日から完納の日まで	=	延滞税の額 100円未満の端数切捨て
新たに納付すべき本税の額										
10,000円未満の端数切捨て										
期間(日数)										
法定納期限の翌日から完納の日まで										
365										

(注) 平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合

- ・ 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで
年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
- ・ 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後
年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

なお、「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。